

事業所税における みなし共同事業に係る課税について

事業所税は、事業活動の規模に応じて税負担をしていただくという考え方で事業所床面積や従業者給与総額という外形標準を基準にして、課税するしくみになっています。

しかし、企業によっては、資本系列を同じくする会社や、あるいは、その事業の販売部門、製造部門等その性質の異なる部門ごとに分割して経営することがあります。また、個人事業では、血縁関係等に基づいて密接な協力関係に立った事業活動を行っている場合もあります。

そこで、このような場合についても一律に外形標準で課税することは、単に事業の経営形態が異なっているという理由だけで、結果的に、全く事業所税が課税されない事業者が生じることが予測されますので、実質的な税負担の公平性を確保するため、みなし共同事業に係る課税制度が設けられています。

この手引は、「みなし共同事業に係る課税」についての基本的な内容を中心に説明したものです。「申告の手引」とあわせてご覧いただき、申告等の参考にしていただければ幸いです。

【お問い合わせ先】神戸市行財政局税務部（市税事務所）

法人税務課事業所税担当 電話：０７８－６４７－９３９７

INDEX

1	みなし共同事業のしくみ	p. 3
2	特殊関係者の範囲	p. 4
3	免税点判定	p. 8
4	課税標準の算定	p. 9
5	連帯納税義務	p. 9
6	免税点の判定・課税標準の算定の事例	p. 10
7	みなし共同事業に係る事業所税の申告	p. 13
	記載例	p. 14

— 参照条文等凡例 —

根拠法令名・参照条文等は、次のとおり略号をもって示します。

1 法令名

地方税法	法
地方税法施行令	令
地方税法の施行に関する取扱について（市町村税関係）	取通（市）
神戸市市税条例	条
神戸市市税条例施行規則	規
法人税法	法税
法人税法施行令	法税令

2 条文の表示

- (1) 条、項、号は算用数字で示します。
- (2) 項は算用数字を○、号は算用数字を()で囲んで示します。

〔例〕 地方税法第 701 条の 40 第 2 項第 1 号 ……法 701 の 40②(1)

1 みなし共同事業のしくみ

特殊関係者（親族その他の特殊の関係にある個人又は同族会社で一定のもの）を有する者と特殊関係者が同一の家屋で事業を行っている場合、特殊関係者の事業は当該両者の共同事業とみなされます。この場合、特殊関係者を有する者の免税点については、その者が単独で行っている事業の事業所床面積又は従業者数と共同事業とみなされた特殊関係者の事業に係る事業所床面積又は従業者数を合算して判定します。

なお、課税標準の算定は、自己の事業に係る事業所床面積又は従業者給与総額が対象となります。

特殊関係者については、「2 特殊関係者の範囲」（p. 4）を参照してください。

（法 701 の 32②、令 56 の 21、令 56 の 51②、令 56 の 75②、取通（市）第 9 章 3(4)ウ）

（資産割の計算例）

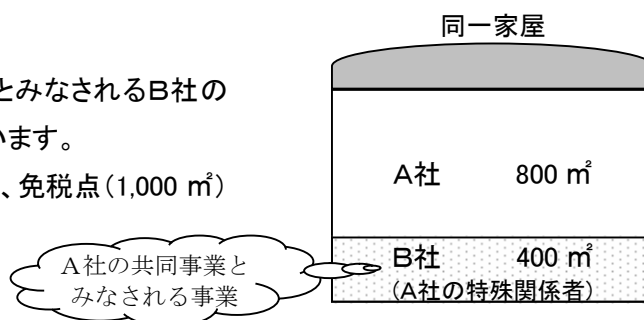
◇免税点判定

A社の免税点判定は、共同事業とみなされるB社の事業の事業所床面積を合算して行います。

$800 \text{ m}^2 + 400 \text{ m}^2 = 1,200 \text{ m}^2$ となり、免税点（ $1,000 \text{ m}^2$ ）を超えることとなります。

◇課税標準の算定

A社の課税標準は、 800 m^2 となります。



ただし、次の要件のいずれにも該当する場合は、例外的に共同事業とみなされません。

- (1) 特殊関係者の行う事業が当該特殊関係者を有する者と意思を通じて行われているものではないこと

「意思を通じて行われているものでない」とは、同一の家屋において事業を行うことについて、何ら意思の疎通がないと客観的に認められる場合をいいます。

具体的には、都市再開発事業等の公共事業の執行に伴い権利床の取得等で結果的に同一家屋に同居させられる場合があります。

原則として、親族その他の特殊の関係にある個人又は同族会社の場合は、意思を通じて行われるものとみなされます。

- (2) 事業所税の負担を不当に減少させる結果とならないこと

「事業所税の負担を不当に減少させる結果にならない」とは、事業所税の負担の減少が不自然、不合理なものではないと客観的に認められる場合をいいます。

2 特殊関係者の範囲

「特殊関係者」とは、配偶者、親族その他の特殊の関係にある個人又は法人税法に規定する同族会社※¹（非同族の同族会社※²を含む。）をいい、これらの特殊関係者を有する個人又は法人を「特殊関係者を有する者」といいます。

「特殊関係者」の範囲は、以下の(1)～(7)のいずれかに該当する者となります。

なお、同族会社に該当するかどうか、特殊関係者を有する者であるかどうか及び特殊関係者であるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況によって行います。

(令 56 の 21①)

- (1) 判定対象者の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹 (令 56 の 21①(1))
- (2) (1)に掲げる者以外の判定対象者の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族）で、判定対象者と生計を一にし、又は判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持している者 (令 56 の 21①(2))
- (3) (1)、(2)に掲げる者以外の判定対象者の使用人その他の個人で、判定対象者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持している者 (令 56 の 21①(3))
- (4) 判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（(1)、(2)に掲げる者を除く。）及びその者と(1)～(3)のいずれかに該当する関係がある個人 (令 56 の 21①(4))
- (5) 判定対象者が同族会社である場合には、その判定の基礎となった株主又は社員である個人及びその者と(1)～(4)のいずれかに該当する関係がある個人 (令 56 の 21①(5))
- (6) 判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社 (令 56 の 21①(6))
- (7) 判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員（これらの者と(1)～(4)までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社 (令 56 の 21①(7))

※ 1 同族会社

法人税法第 2 条第 10 号に規定する同族会社をいいます。その会社の株主等（その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除く。）の 3 人以下並びにこれらの株主等と特殊の関係にある個人及び法人（株主グループ）が、その会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の 50%を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合等における会社をいいます。

なお、上記の「株式の総数等による判定」のほか、「議決権の数による判定」又は「社員の数（合名会社、合資会社又は合同会社に限る。）による判定」により同族会社に該当する場合もあります。

※ 2 非同族の同族会社

同族会社にも、「同族の同族会社」と「非同族の同族会社」の 2 種類があり、「同族の同族会社」については、法人税の課税で特別な取扱いを受けます。

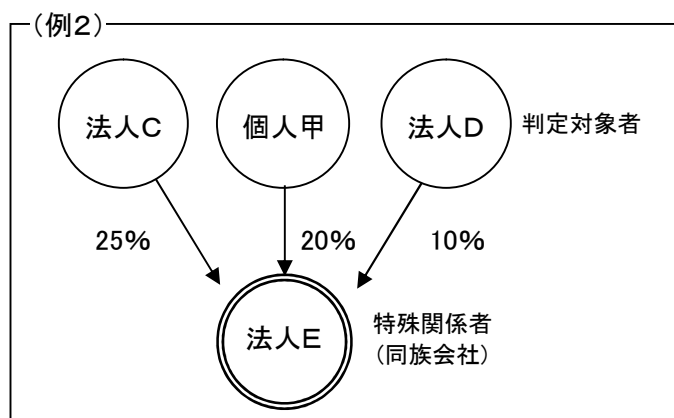
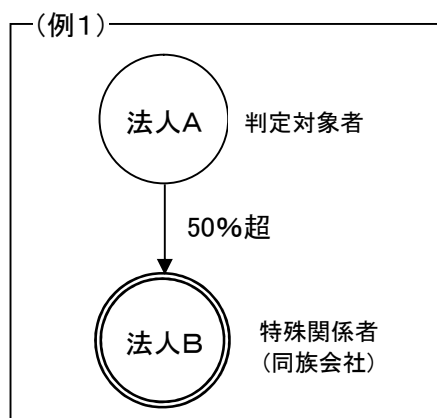
※ 1 の同族会社を判定する場合、同族会社でない法人（非同族会社）を株主等を選定して判定したことにより同族会社となる会社（例えば非同族会社の子会社等）を「非同族の同族会社」といいます。

この「非同族の同族会社」についても、ここでいう同族会社に該当し、「みなし共同事業の判定」においては、同族会社と同様に取り扱います。

詳しくは、国税庁「法人税申告書の記載の手引」の「別表二 同族会社等の判定に関する明細書」の記載の仕方でご確認ください。
(法税 2⑩、法税令 4②③)

〔再掲〕 (6) 判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社

(令 56 の 21①(6))



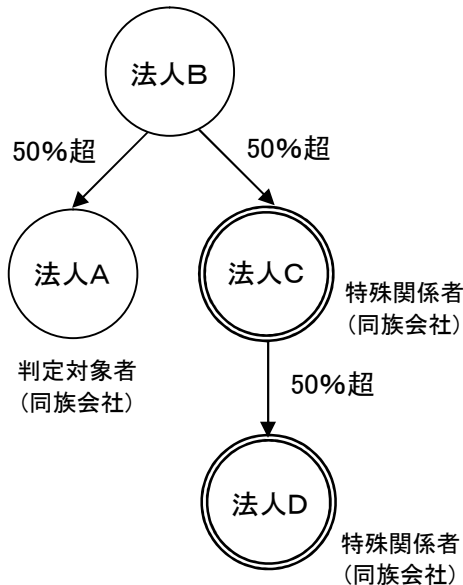
《参考》上記以外の出資関係がない場合、それぞれの判定は以下のとおりになります。

判定対象者		特殊関係者を有する者	特殊関係者	
例 1	法人 A	法人 A	令 56 の 21①(6)	法人 B
	法人 B	—	—	—
例 2	法人 C	法人 C	令 56 の 21①(6)	法人 E
	個人 甲	個人 甲		
	法人 D	法人 D		
	法人 E	法人 E	令 56 の 21①(5)	個人 甲

〔再掲〕(7) 判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員
(これらの者と(1)～(4)までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎
として同族会社に該当する他の会社を含む。)の全部又は一部を判定の基礎として同
族会社に該当する他の会社 (注) (令 56 の 21①(7))

(例1)

法人Aを判定対象者としたとき、法人C及び法人Dが法人Aの特殊関係者となります。



法人Cは、法人Aの同族会社の判定の基礎となった株主である法人Bを判定の基礎として同族会社(法人Bのみで株式の50%超を保有)に該当するため特殊関係者になります。

法人Aの同族会社の判定の基礎となった株主法人Bを判定の基礎として同族会社に該当する法人Cも判定の基礎に含めて判定を行うため、法人Dは法人Cを判定の基礎として同族会社に該当するため特殊関係者となります。

(令 56 の 21①(7)カッコ書による)

※ 法人Cを判定対象者としたときは、法人A及び法人Dが特殊関係者となります。

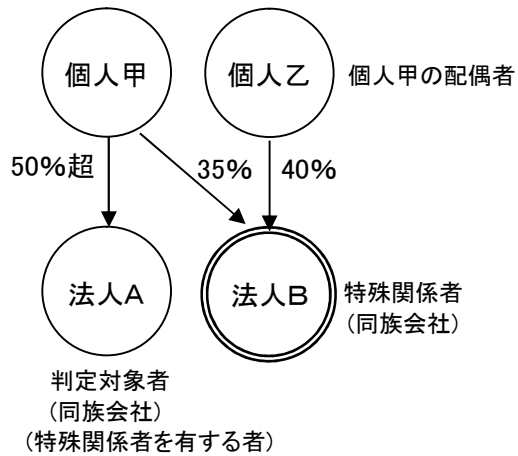
(注) 「その判定の基礎となった株主又は社員の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社」とは、ある会社が同族会社である場合に、その判定の基礎となった株主を他の同族会社の判定の基礎となる者とするには、当該株主が当該他の同族会社の株式の50%超を保有しなければならないことをいいます。

《参考》上記以外の出資関係がない場合、それぞれの判定は以下のとおりになります。

判定対象者	特殊関係者を有する者	特殊関係者	
法人A	法人A	令 56 の 21①(7)	法人C、法人D
法人B	法人B	令 56 の 21①(6)	法人A、法人C
法人C	法人C	令 56 の 21①(6)	法人D
		令 56 の 21①(7)	法人A
法人D	—	—	—

(例2)

法人Aを判定対象者としたとき、法人Bが法人Aの特殊関係者となります。



法人Bは、法人Aの同族会社の判定の基礎となった株主である個人甲及び個人甲と特殊の関係にある個人乙を判定の基礎として同族会社(甲、乙で株式の50%超を保有)に該当するため特殊関係者となります。

(令56の21①(7)かっこ書前段による)

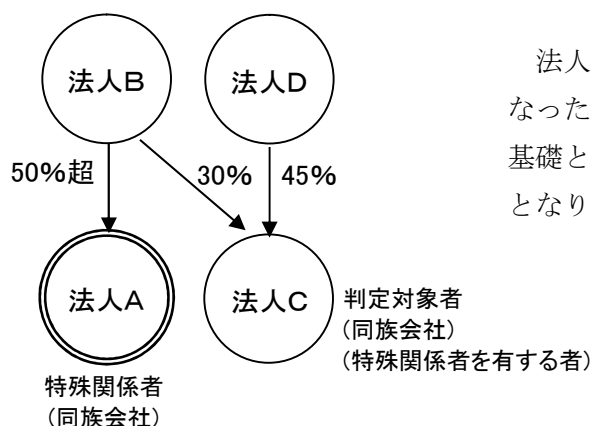
※ 法人Bを判定対象者としたとき、法人Aが法人Bの特殊関係者となります。

《参考》上記以外の出資関係がない場合、それぞれの判定は以下のとおりになります。

判定対象者	特殊関係者を有する者	特殊関係者	
法人A	法人A	令56の21①(5)	個人甲、個人乙
		令56の21①(7)	法人B
法人B	法人B	令56の21①(5)	個人甲、個人乙
		令56の21①(7)	法人A
個人甲	個人甲	令56の21①(1)	個人乙
		令56の21①(6)	法人A、法人B
個人乙	個人乙	令56の21①(1)	個人甲
		令56の21①(6)	法人B

(例3)

法人Cを判定対象者としたとき、法人Aが法人Cの特殊関係者となります。



法人Aは、法人Cの同族会社の判定の基礎となった法人B及び法人Dのうち法人Bを判定の基礎として同族会社に該当するため特殊関係者となります。

(令 56 の 21①(7))

※ 法人Aを判定対象者としたとき、特殊関係者は存在しません。

法人Aの同族会社の判定の基礎となった株主である法人Bによる法人Cへの出資が単独で 50%を超えない（法人Bのみでは同族会社に該当する他の会社が存在しない）ため、法人Cは法人Aの特殊関係者となりません。(p. 6(注)参照)

《参考》上記以外の出資関係がない場合、それぞれの判定は以下のとおりになります。

判定対象者	特殊関係者を有する者	特殊関係者	
法人A	—	—	—
法人B	法人B	令 56 の 21①(6)	法人A、法人C
法人C	法人C	令 56 の 21①(7)	法人A
法人D	法人D	令 56 の 21①(6)	法人C

3 免税点判定

特殊関係者を有することにより、共同事業とみなされる事業がある場合の免税点判定は次のとおり取り扱います。(令 56 の 75②)

(1) 特殊関係者を有する者

自己の事業に係る事業所床面積又は従業者数と、特殊関係者の事業に係る事業所床面積又は従業者数を合算した床面積又は人数で免税点判定を行います。

(2) 特殊関係者

自己の事業に係る事業所床面積又は従業者数で免税点判定を行います。

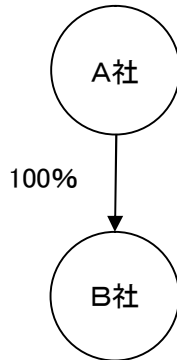
4 課税標準の算定

特殊関係者を有する者及び特殊関係者の課税標準を算定するうえでは、自己の事業に係る事業所床面積又は従業者給与総額についてのみ算定することになります。(令 56 の 51②)

5 連帯納税義務

共同事業とみなされる部分に係る事業所税額については、特殊関係者を有する者と特殊関係者とは連帯して納税義務を負うこととなります。(法 10 の 2①)

(事例 1)



《特殊関係者》

- ・ A社にとってB社が特殊関係者となります。

B社はA社を判定の基礎として同族会社に該当するためA社の特殊関係者となります。

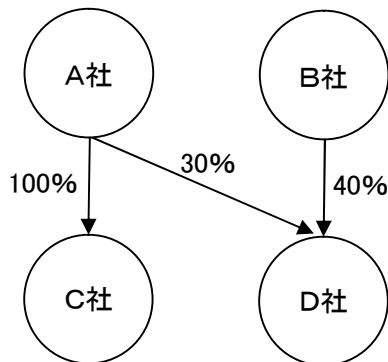
(令 56 の 21①(6))

- ・ B社にとって特殊関係者はありません。

判定対象者	特殊関係者			免税点判定	課税標準
A社	B社	A社+B社 (甲ビル)(甲ビル)	資産割	$(400-40)+800$ $=1,160 \text{ m}^2 > 1,000 \text{ m}^2$	$400-40$ $=360 \text{ m}^2$
			従業者割	$40+80$ $=120 \text{ 人} > 100 \text{ 人}$	2億円
B社	—	B社+B社 (甲ビル)(乙ビル)	資産割	$800+(600-60)$ $=1,340 \text{ m}^2 > 1,000 \text{ m}^2$	$800+(600-60)$ $=1,340 \text{ m}^2$
			従業者割	$80+60$ $=140 \text{ 人} > 100 \text{ 人}$	4億+3億 $=7 \text{ 億円}$

(事例3)

(出資状況)



甲ビル		
A 社	事業所床面積	200 m ²
	従 業 者 数	20 人
	従業者給与総額	1 億円
C 社	事業所床面積	800 m ²
	従 業 者 数	80 人
	従業者給与総額	4 億円
D 社	事業所床面積	400 m ²
	従 業 者 数	40 人
	従業者給与総額	2 億円

同一家屋

《特殊関係者》

- ・ A社にとって、C社及びD社が特殊関係者となります。
C社及びD社は、A社を判定の基礎として同族会社に該当するため特殊関係者となります。
(令 56 の 21①(6))
- ・ D社にとって、C社が特殊関係者となります。
C社は、D社の同族会社の判定の基礎となったA社を判定の基礎として同族会社に該当するためD社の特殊関係者となります。
(令 56 の 21①(7))
- ・ C社は特殊関係者が存在しません。
C社の同族会社の判定の基礎となったA社のD社への出資が単独で 50%を超えないためD社はC社の特殊関係者となりません。よって、C社は特殊関係者が存在しないこととなります。

《免税点の判定及び課税標準の算定》

判定対象者	特殊関係者			免税点判定	課税標準
A 社	C社、D社	A社+C社+D社	資産割	$200+800+400 = 1,400 \text{ m}^2 > 1,000 \text{ m}^2$	200 m ²
			従業者割	$20+80+40 = 140 \text{ 人} > 100 \text{ 人}$	1 億円
C 社	—	C 社	資産割	$800 \text{ m}^2 \leq 1,000 \text{ m}^2$	納税義務なし
			従業者割	$80 \text{ 人} \leq 100 \text{ 人}$	納税義務なし
D 社	C 社	D 社+C 社	資産割	$400+800 = 1,200 \text{ m}^2 > 1,000 \text{ m}^2$	400 m ²
			従業者割	$40+80 = 120 \text{ 人} > 100 \text{ 人}$	2 億円

7 みなし共同事業に係る事業所税の申告

「みなし共同事業」に該当する事業所等がある場合は、「みなし共同事業」に係る特殊関係者の事業所床面積、従業者数等を「みなし共同事業に係る明細書」に記載して、申告書に添付してご提出ください。

また、特殊関係者を有する者が同族会社に該当する場合は、法人税申告書別表二「同族会社等の判定に関する明細書」の写しを添付してください。

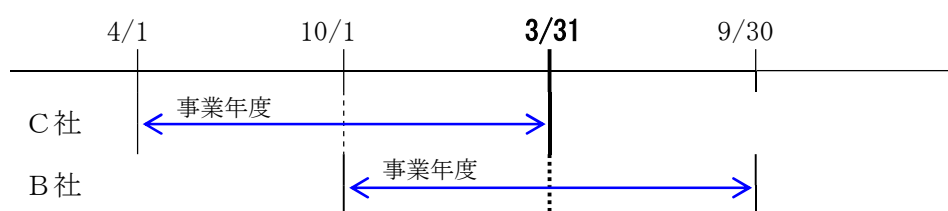
次の注意事項と記載例（p. 14）をご参照ください。

<注意事項>

「みなし共同事業に関する明細書」は、申告者の課税標準の算定期間の末日の現況でご記載ください。

（例）事例2 C社の場合（p. 11）

	決算期	「みなし共同事業に関する明細書」 記載上の基準日
特殊関係を有する者（C社）	3月31日	3月31日
特殊関係者（B社）	9月30日	3月31日



上記のような例では、C社、B社のいずれも3月31日時点の事業所床面積、従業者数をご記載ください。

記載例(事例2 C社の場合)

みなし共同事業に係る明細書			(2) 個人番号又は法人番号		123456789012		整理番号	
算定期間	令和 6 年 4 月 1 日から	特殊関係者を有する者(第 7 号該当)の氏名又は名称	C 社					
	令和 7 年 3 月 31 日まで	みなし共同事業に係る家屋の所在地及び名称	神戸市中央区△△町6-5-1 甲ビル					
I みなし共同事業に係る家屋内の事業所	特殊関係者を有する者(判定対象者)	①	事業所床面積(㎡)			従業者数(人)		
			(ア)専用床面積	(イ)共用床面積	(ロ)合計床面積(ア+イ)	(ハ)非課税床面積	(ニ)非課税従業者数	(ヘ)合計(ロ)-(ハ)
	B 社	②	200.00	500.00	700.00	200.00	20	20
	(第 7 号該当)	③	500.00	50.00	550.00	450.00	30	30
	(第 号該当)	④						
	(第 号該当)	⑤						
	(第 号該当)	⑥						
	(第 号該当)	⑦						
	(第 号該当)	⑧						
	①から⑦の計	⑨			650.00			50
II 上記家屋以外の事業所の合計床面積及び合計従業者数		⑩	600.00	100.00	500.00	60	60	
免税点判定 (⑧+⑩)			資産割			従業者割		
			【合計が 1,000㎡を超えると課税】			【合計が 100人を超えると課税】		
			1,150.00			110		

※ 特殊関係者の名称と地方税法施行令第56条の21第1項の適用条項を記載してください。

- (1) この明細書は、地方税法第 701 条の 32 (事業所税の納税義務者等) 第 2 項の規定により共同事業とみなされる事業を行う場合に特殊関係者を有する者が記載し、第 44 号様式の申告書に添付してください。
- (2) 「個人番号又は法人番号」<マイナンバー>欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第 15 項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。
- (3) この明細書は、みなし共同事業に係る事業所等の所在する家屋ごとに記載してください。
- (4) 「算定期間」欄は、特殊関係者を有する者に係る課税標準の算定期間を記載してください。
- (5) 記載内容は、特殊関係者を有する者に係る課税標準の算定期間の末日現在によってください。
- (6) 「I みなし共同事業に係る家屋内の事業所」についての記載は、次によってください。
 - ア 「特殊関係者 (第 7 号該当)」欄は、特殊関係者に該当する者の名称と地方税法施行令第 56 の 21 第 1 項の適用条項を記載してください。
 - イ 「事業所床面積」及び「従業者数」の欄は、当該事業所におけるみなし共同事業に係る各共同事業者の「事業所床面積」及び「従業者数」をそれぞれ記載してください。
 - ウ 「(エ) 非課税床面積」及び「(B) 非課税従業者数」の欄は、当該事業所におけるみなし共同事業に係る各共同事業者の「非課税床面積」及び「非課税従業者数」をそれぞれ記載してください。
- (7) 「II 上記家屋以外の事業所の合計床面積及び合計従業者数」については、特殊関係者を有する者の市内における当該事業所以外の事業所の床面積及び従業者数のそれぞれ合計を記載してください。
なお、当該事業所以外の事業所にみなし共同事業となる事業所がある場合は、その家屋における特殊関係者の床面積及び従業者数もそれぞれ加えてください。
- (8) 特殊関係者を有する者が同族会社に該当する場合は、法人税申告書別表二の写しを添付してください。